

1 処分を受けた税理士

氏 名： 川島 康晴

登録番号： 第93540号

2 処分の内容

令和3年6月16日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であるAほか4名の所得税の確定申告に当たり、売上の一部を除外すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

また、これに伴い、Aほか4名の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、Aほか1名については、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成し、残る3名については、基準期間の課税売上高が1000万円以下となるように売上を過少に申告した真正の事実と反する所得税の確定申告書を作成して、消費税及び地方消費税の納税義務がないかのように装うことによって、法定申告期限までに申告をせず、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

このほか、関与先であるB社の法人税の確定申告に当たり、売上の一部を除外すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

また、B社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、基準期間の課税売上高が1000万円以下となるように売上を過少に申告した真正の事実と反する法人税の確定申告書を作成して、消費税及び地方消費税の納税義務がないかのように装うことによって、法定申告期限までに申告をせず、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

(2) 信用失墜行為（自己脱税）

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、架空の経費等を必要経費に計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。

さらに、自己が代表者を務めるC社の法人税の確定申告に当たり、架空の経費等を損金に計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。